

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。
 ※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020427002	2年4月27日	2年5月25日	2年6月24日	保険会社が人材紹介事業を営むことの明確化	保険会社本体による人材紹介業務が保険会社の付随業務に該当することを明確化頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> -現行法上、保険会社子会社の労働者派遣事業及び職業紹介事業は従属業務として認められているが、保険会社本体で人材紹介事業を営む社会的意義は十分あり、かつ、生保各社で人材紹介事業を行う具体的ニーズは高まりつつある。 -また、銀行においては、平成30年に人材紹介業務が付随業務に当たることが監督指針上明記されたが、付随業務たる要件に照らし、人材紹介業務に関して銀行と保険会社で評価を差を認める理由はない。両者の競争上の観点や、保険会社における適切な範囲での事業の多角化等を通じた顧客利益への貢献等の観点も踏まえて検討頂きたい。 -なお、保険会社本体による人材紹介事業の意義・ニーズについては以下の通りである。 	日本生命 保険相互 会社	金融庁	保険会社が取引先企業に対して行う人材紹介業務は、保険業法第98条第1項特約に規定するその他の付随業務に該当します。	保険業法98条1項、 保険会社向けの総合的な監督指針III-2-12-1	検討に着手	保険会社が取引先企業に対して行う人材紹介業務がその他の付随業務に該当することを明確化するため、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行うことを検討しております。	
020603001	2年6月03日	2年7月1日	3年7月7日	銀行代理業における事業向け貸付け取扱い規制の緩和	銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付けの媒介を行う場合の与信を、一律に「預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)」に「限定」している規定(銀行法施行規則第34条の37第6号ハ参照)を見直していただきたい。具体的には、銀行代理業を行う一般事業者において、貸付けを行うことについて懸念される弊害(例えば、情実融資や抱き合わせ販売等の利益相反等)を防止するための態勢を整備されていれば、「限定」なく貸付けの媒介を行うことができるようにしていただきたい。	銀行が店舗の統廃合を進める動きが目立ってきており、店舗網の縮小により銀行から資金調達をしている事業者の利便性が低下することが懸念される。その解決策の1つとして、銀行代理業者が取り扱うことができる「媒介」ことができる貸付けの範囲を拡大し、銀行代理業者を通じて事業者の様々なニーズ(に即した資金供給(貸付け)を行えるようにすることが考えられる(金融審議会「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」(第3回)では、銀行の店舗網が行き届かないことへの解決策として銀行代理店の活用が提案されている)。また、銀行代理業者が媒介できる貸付けの範囲が広がることにより、(銀行代理業者の)一般事業者としてのノウハウと銀行のノウハウを掛け合わせたイノベーションが生ずることも期待できる。なお、銀行代理業者が事業向け貸出しの媒介を行うことについては、利益相反等(情実融資や抱き合わせ販売等)の懸念が懸念されている(「規制改革ホットライン」検討要請項目の現状と措置策案)(平成28年度分「金融庁」の受付番号281228002参照)。同様の懸念は銀行等自身にも存在すること(例えば、公取取引委員会「金融機関の業態区分の緩和及び業務範囲の拡大に伴う不正取引方法について」参照)。銀行がこれらを防止するための態勢を構築することでその懸念に対処していることに鑑みれば、銀行代理業者においても利益相反等管理態勢を構築することによって対処することが可能でありその態勢が構築されているか否かは銀行代理業の許可において審査の対象となるものと思料、一律に取扱い範囲を「限定」する必要はないものと考えられる。	大和ネクスト銀行	金融庁	いわゆる一般事業を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、事業者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品(貸付けの金額が一千万円を上とするものに限る。)」に限定されている。	銀行法第52条の36第1項、第52条の36第1項、銀行法施行規則第34条の37第6号	検討を予定	一般事業を併せ営む代理業者が取扱可能な貸付けの範囲を含めた銀行制度等のあり方については、2020年9月より金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループ」において審議が行われ、同年12月に報告書がとりまとめられました。当該報告書の趣旨も踏まえ、引き続き検討してまいります。	
020611001	2年6月11日	2年7月01日	2年7月29日	グループ会社の事業性借入に対する親会社による債務保証の許容	金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項の「事業者」の範囲から、「当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社等がその子会社等の債務の保証を行う場合における当該子会社等」を除外して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> -本告示の趣旨は、住宅ローンのように商品性及び債務者の適格性が規格化されていない事業性融資について、銀行のグループ会社が兼として債務保証することにより、銀行の融資規律が弱まり、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に懸念が生じざることを未然に防止するものと理解。 -一方、銀行グループの子会社等が同様の目的で親会社としての債務保証を行うことまで禁止することは、法が意図するものではないと思われる。 -他の銀行法上の規定との関係も考慮して、同条の「事業者」が当該銀行のグループ会社である場合には、アームズ・レンジャース・ルール(銀行法13条の2)の対象になり、同グループ会社に対する貸付条件は、他の通常の親会社保証付事業会社向け融資と比較して当該銀行に不利な条件となること禁止されている。仮に上記の具体的な要請内容が実現したとしても、銀行グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性に懸念を生じさせるものではないと考えられる。 -したがって、本告示第1条第1項に定める「事業者」が、当該債務の保証を行うおとする当該銀行又は当該銀行持株会社の子会社等である場合には、本告示の対象外としても告示の趣旨を損ねることには必ずしもならないように思われる。 -現在、本邦大手金融機関グループでは、銀行のみならず、金融関連子会社であるリース会社や消費者金融・ファイナンス会社等でもグローバル化を進めており、かかる展開を後押しする観点からも、「事業者」と一律に禁止するのではなく、法の趣旨に照らした例外や射程の明確化・柔構構化をご検討いただきたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてなりません。(銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 貸付金担保の評価等に係る子会社対象会社として、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価。当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事業を行う子会社)が認められています。(銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号)	銀行法施行規則第17条の3第1項第10号、第34条の16第3項第10号、銀行法第16条の2、第52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 銀行法施行規則第17条の3の三第2項第三号及び第三十八号の規定に基づき「銀行等の子会社が営むことのできる業務等」を定める件第1条第1号	検討を予定	現行法上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性や経営の健全性等の観点から、原則として禁止しています。このため、当該規制の解禁については、事業性融資についてグループ会社により保証が行われる場合の銀行・保証を行う子会社間の融資審査のあり方やグループベースでのリスク管理態勢の構築状況等について慎重に検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020827003	2年8月27日	2年10月6日	2年11月29日	マイナンバーカードの普及に向けた施策	(1)電子署名の普及を加速するため、広く行政手続や民間サービスに活用できるようにするために電子署名を付与できるカードの取得を義務化する。 (2)現時点では記載がない氏名のフリガナとローマ字の記載、データとしてITタップに格納し、本人確認の正確性と実用性を高めるなどカードの普及と利活用へのさらなる工夫を行う。 (3)カードの発行や電子証明書の更新に関わる自治体職員員の不足が指摘されているため、国による発行・管理体制を検討する。 (4)迅速な公的給付を可能とするため、カードの普及と加速とともに、あくまで国民自らの登録・選択によりマイナンバーに銀行口座やデジタルマネーのアカウントを結びつける。	書面・手続のデジタル化を進めていくためには、官のみならず民の対応も必要。特に、マイナンバー・マイナンバーカードの利活用を一層進めていくことが必要。2020年の規制改革に関する答申では、行政手続きにおけるマイナンバー及びマイナンバーの活用の推進についての記載があるが、そのためにまずはマイナンバーカードを取得してもらう必要があると考える。また、マイナンバーカード及びマイポータル自体の利便性を上げることや、管理体制の変更等を行うことにより普及を加速させてはどうかと考えるものである。	日本IT団体連盟	内閣府 金融庁 総務省	(1) マイナンバーカードは、住民からの申請を受けて、市町村民長が交付するものとされています。 (2) マイナンバーカードに氏名、住所等を記載することは法律で定められていますが、現時点でフリガナやローマ字について公証する仕組みはありません。 (3) マイナンバーカードは、住民からの申請を受けて、市町村民長が交付するものとされています。 また各市町村には、「交付円滑化計画」に基づいて交付体制を整備していただいております。必要な経費については国庫補助金の対象とすることで、体制整備を支援しています。 (4) マイポータルに銀行口座やデジタルマネーのアカウントを結びつける仕組みはありません。	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第26条 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項 マイナンバーカード交付円滑化計画の実現について令和元年9月11日閣議第396号、府令第117号、総務省令第49号、総務省令第49号、総務省令第49号 個人番号カード交付円滑化補助金(平成27年6月23日総務省令第66号)	(1) 対応不 (2) 対応不 (3) 対応不 (4) 検討中	(1) マイナンバーカードの普及に向けては、カードの利便性を高めることが重要であり、令和3年3月から開始予定の健康保険証としての利用も含め、今後政府全体でマイナンバーカードの利活用への拡大を図り、国民の方が自然と持たないと思っていられるよう取り組んでまいります。 (2) 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤整備推進ワーキンググループ」における議論を踏まえ、関係省庁で検討を進めていきます。 (3) マイナンバーカードは、対面やオンラインで確実な本人確認を行うことができるツールで、官民の様々な手続や取引で幅広く利用されるものであることから、その交付に際してはなりすましを防ぐための厳格な本人確認が必要ですが、厳格な本人確認を行うためには、任意で本人確認に同意し、任意で本人確認を行ったり、またその記載事項について調査権限を有している市町村民長が行うこととしています。 その上で、市町村における交付体制については、各市町村が交付円滑化計画を策定し、必要な交付体制を整備することとなっておりますが、今後さらなる申請増が見込まれることから、その取組をお願いしています。また、必要な経費については引き続き国庫補助金の対象とすることで支援していきます。 (4) 国民の利便性から見れば、銀行口座やデジタルマネーとともに登録いただき、緊急時の給付金をはじめ各種公金の振り込み等に活用して、給付の迅速化と効率化を図る仕組みについては、現在、議員立法が国会において継続審議になっております。「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤整備推進ワーキンググループ」においても検討項目として2020年度内に議論を踏むべく、関係省庁で検討を進めていくところです。	
020827008	2年8月27日	2年10月6日	2年11月29日	金融分野での個人データの利活用の推進	金融イノベーションの推進とユーザー利便性向上の観点から、 ①銀行によるオープンAPIについて、銀行界、接続事業者等(※)、関係官庁等が参加し、議事が公開される会議体を設置し、オープンAPIの内容や契約のあり方を討議し、銀行とフィンテック事業者間の不均衡を改善する。また、②接続事業者が銀行から取得した利用者データについて銀行が負うべき義務・銀行の管理権限について、銀行法及び下位法令の規定を再検討する。(※ECモール事業者、電子マネー事業者などは電代業者としての登録義務を負わない(銀行法施行規則1条の3の3第4項)、オープンイノベーション推進の観点から、これら事業者を含め検討を進める必要がある。)	データは顧客のものであり顧客の数量による流通を促進するという観点から、API利用規約について、銀行とフィンテック事業者間の不均衡を改善すべきである。例えば、フィンテック事業者(電子決済等代行業者)が銀行から取得したデータを加えて利用者自身に提供する場合、加工後のデータに対しても銀行による管理権限が及ぶ。また、銀行が利用者情報の取扱いに問題があると判断した場合はAPI接続を停止できる権限や、銀行によるモニタリング・監視権限が定められている。こうした制約は、データの流通を妨げているため、顧客の同意を前提に、顧客のデータを移転し、サービスに活用できる体系を構築していくべきである。また、電子決済等代行業者自身が適切な管理義務等を負うことを前提に、事業者が銀行から取得した利用者データについて銀行が負うべき義務・銀行の管理権限について、銀行法及び下位法令の規定を再検討すべきである(規制改革推進会議第3回投資等WG(2019年12月20日)資料3-7-9頁参照)。 なお、公正取引委員会「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」(2020年4月21日公表)には、競争政策の観点から銀行が保有する預金口座等の情報が広く利活用されることが重要と指摘されており、第215回金融禁止懸念会(2020年6月30日)においても、同委員会が「口座情報の漏洩に関する考え方が明確になっていないことが、電子決済等代行業者と銀行間のトラブルの一因になっている可能性がある」との問題意識を提示している。	日本IT団体連盟	金融庁 公正取引委員会	利用者保護の観点から、電子決済等代行業者が電子決済等代行業者のみに提供される場合は、これと対立して、利用者情報の適正な取扱い及びその安全管理に関する措置、当該措置が行われない場合に銀行が行うべき措置、賠償責任の分担のルール、を規定した契約を、接続先の銀行との間で締結することを求めています。 なお、当該契約の具体的内容は、電子決済等代行業者の業務内容及び規模、信用力、各銀行の経営戦略に基づく電子決済等代行業者との関係性に応じて、協議の上柔軟に決定されることが適切であるため、民間事業者同士の合意に委ねられております。	銀行法第五十二条の六十一の十一 銀行法施行規則第二十四条の六十四の十六	現行制度下で対応可能	① 電子決済等代行業者と接続先の銀行との間で締結される契約については、法律上、利用者に損害が発生した場合の賠償責任の分担等について定めることとされています。 他方で、これは民間事業者同士の契約であることから、一義的には当事者間で十分に検討が行われることが重要であると考えられますが、当庁においてもその議論の動向については注視してまいります。 ② 銀行は、高齢者を含む多様な利用者の預金残高や振替・振込履歴等、極めて重要な情報を扱っており、その情報の適正な管理を法令上厳しく求められています。 電子決済等代行業者についても、銀行と接続した上でこれらの情報を扱う者であるため、銀行と同様に、これら情報の適正な管理を法令上厳しく求められています。 加えて、万が一電子決済等代行業者から利用者情報が漏洩した場合等には、事業によっては当該漏洩事案やその影響について、銀行が全との無関係であるとは言い切れないと考えられます。このため電子決済等代行業者に対して銀行による監督を求めているものであり、利用者保護の観点からも、情報の取扱い及び安全管理の適正性の確保に資するものと言えます。 したがって、ご提案の制度の見直しについては困難ですが、上述のとおり契約の具体的な内容については当事者間の合意で柔軟に対応可能です。	
20827009	2年8月27日	2年10月6日	2年10月27日	金融機関との取引のオンライン化の推進及び新たな意思確認の仕組みづくりの検討	①Withコロナ時代において必要性の高まる金融機関との取引のオンライン化についての書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会(等)において、商業に議論を進めるとを求めている。②また、高齢化社会のさらなる進展を踏まえて、認知判断能力に疑問のある者等を対象として、オンライン手続も活用し、金融機関における新たな意思確認の仕組みづくりの検討を求める。	2020年の規制改革実施計画において「金融庁は、金融業界における口座開業、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体の慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不変性や電子化を促進することが盛り込まれた。 また、金融審議会市場ワーキンググループにおいては、認知判断能力に疑問のある者や身体機能の低下した者、施設入所者等の取引における適切な意思確認を行うための仕組みを検討することが議論され、報告書案に盛り込まれた。 以上のことより、検討を行う場「議論が確実」に普及するよう、例えば法人、個人の対金融機関取引における印鑑から電子署名への移行や、法人のインターネットバンキング取引に際し、従業員のリモートワークへの移行に配慮し、認証強度やセキュリティに配慮しつつ書面不要で各種銀行取引の実行が可能になるような支援措置が必要と考える。 適切な意思確認の仕組み構築に關しても、生活者・高齢者支援に関わる者・金融機関の声を適切に反映し、高齢化が進む日本の新たなスタンダードとして機能する仕組みを構築すべきと考える。	日本IT団体連盟	金融庁	①金融庁では「金融業界における書面・押印・対面手続における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」において、各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行っています。 ②今年9月に公表された金融審議会市場ワーキンググループ報告書では、高齢顧客、認知判断能力の低下した高齢顧客の様々な課題やニーズに対する対応の強化・改善を求めています。また、報告書においては、認知判断能力が低下した顧客本人や家族等による金融取引のあり方や金融機関と福祉関係機関等との連携のあり方等については、業界団体において指針を策定するなどが提言されています。	なし	その他	①金融庁としては、民間の中で特に金融業界における書面・押印・対面手続を求める商慣行の見直しを進めていくことが重要と考え、制度の現状権限のあり、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」において各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針について検討を行っております。引き続き、リモート社会の実現に向けて、金融業界における書面・押印・対面手続の商慣行の見直しが進むよう、金融庁として促してまいります。 ②制度の現状権限のあり、金融審議会市場ワーキンググループ報告書では、認知判断能力等が低下している高齢顧客の代理等のあり方に福祉関係機関等との連携のあり方等について、業界団体における指針の策定等を提言しています。今後、報告書に基づく業界団体における認知判断能力等が低下した高齢顧客を支援する取組について、フォローしていきます。なお、その中でオンラインを活用した取組についても、必要に応じ検討していきます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020901001	2年 9月1日	2年 10月6日	2年 10月27日	金融商品取引法等で規定されている書面の電磁的交付の徹底	金融商品取引契約の成立時や定期的に顧客に交付される取引残高報告書の書面交付義務(金融商品取引法第37条の4第1項)については、電磁的方法による交付が可能である(金融商品取引法第34条の2第4項、金融商品取引業者等に関する内閣府令第50条第1項等)。しかしながら、法人顧客の場合、電磁的方法による交付に同意している場合においても書面交付が行われるなどの事例も起きている。各証券会社の規定や業界の慣行等により電磁的交付が可能な場合も書面交付が行われているようなケースについては金融庁・金融業界が一体となって取組を進めるなど電子化を徹底していただきたい。	取引残高報告書を含め金融商品取引法において規定する書面交付の多くは既に電磁的交付が可能となっている。(日本証券業協会「電磁的方法による交付に係るQ&A(平成26年11月版)」)しかしながら、法人顧客の場合、電磁的交付に同意している場合でも書面交付が行われている事例もあり、コロナ禍においても書面受取のために出社する事例も起きている。 こうした慣行は、各証券会社の規定等(書面の電磁的方法による交付取扱規定等)において、顧客が電磁的交付に同意している場合であっても証券会社の都合により書面交付を行うことが可能となっているためと考えられる。また業界の慣行として法人顧客に対する書面交付が行われている場合は、金融庁における検討会(金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会)等で取り上げることも検討された。 法人顧客の場合も個人と同様に書面交付の慣行を廃止・完全電子化を進めることにより、従業員が書面の受取のために出社することを減らせるほか、業務の効率化や紙の書類の管理コストの削減に資することから電子化の一層の取組を進められたい。	一般社団法人新経済連盟	金融庁	金融商品取引法上の主な契約手続において義務付けられる書面交付については、顧客から承諾を得ることで書面の交付に代えて、電磁的交付が可能となっています。	金融商品取引法	現行制度下で対応可能	制度の現状の通り、顧客の同意があればご指摘の書面について電磁的交付が可能になっているところ、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、日本証券業協会が顧客へ交付する書面についてペーパレス化を進めていく方針を発表しているところです。金融庁としてもこうした金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう促してまいります。	